

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	ニッセイ同和損害保険株式会社
【英訳名】	Nissay Dowa General Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立山 一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目15番10号
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 (東京都中央区明石町8番1号) 当社横浜統括支店 (横浜市中区本町五丁目48番地) 当社名古屋統括支店 (名古屋市中区千代田五丁目7番5号) 当社神戸統括支店 (神戸市中央区明石町19番地)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長立山一郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、当社の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

なお、当社では、子会社の資産、経常収益等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度を含む直近3年度における経常収益の金額の、経常収益の合計額に対するウエートが高い拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。但し、事業の性格から最終損益に影響を与えない事業拠点は除いております。なお、選定した重要な事業拠点における経常収益の金額の、経常収益の合計額に対する割合は、直近3年度の平均で2/3を超えております。また、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、正味収入保険料、収入積立保険料、正味支払保険金、諸手数料及び集金費、満期返戻金、有価証券、支払備金及び責任準備金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

当社は、平成21年12月22日開催の臨時株主総会における承認及び関係当局の認可等を受け、事業年度末日後、平成22年4月1日付でMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社として株式交換を行い、同社の完全子会社となりました。

また、当社は、平成21年12月22日開催の臨時株主総会において承認を受けたあいおい損害保険株式会社との合併契約に基づき、関係当局の認可等を前提に、平成22年10月1日付であいおい損害保険株式会社を存続会社、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散する予定としております。